

各位

令和 7 年 10 月 8 日、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 化学物質評価室 よりメールにて下記の情報がありましたのでお知らせいたします。

記

【情報提供】労働安全衛生規則の規定に基づく告示等について

(周知依頼文より抜粋)

関係団体各位

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解を賜り誠にありがとうございます。
厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課の我妻と申します。

標記の件につきまして、「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」の告示及び技術上の指針が

本日 10/8 付けで告示等されましたので、関連法令・関連通達等を傘下の会員事業場等に周知いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

関連法令

告示

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001576236.pdf>

指針

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001576216.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001566348.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001576220.pdf>

関連通達等

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001576161.pdf>

上記通達を含め、更新した物質リスト等は以下のURLで掲載しております。

化学物質による労働災害防止のための新たな規制について | 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

お忙しいところ恐縮でございますが、何卒よろしくお願いします。

厚生労働省 労働基準局安全衛生部
化学物質対策課 化学物質評価室

